河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)第22第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年2月5日付けで指定等を行った、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)の一部を次のとおり変更する。

### 第 1 都市·地域再生等利用区域

- 1. 指定範囲
  - 一級河川多摩川水系多摩川河川敷左岸及び兵庫島公園の一部で別図に示す区域

# 2. 二子玉川駅周辺地区における多摩川河川敷左岸及び兵庫島公園の一部の位置づけ

二子玉川駅周辺地区における多摩川河川敷左岸及び兵庫島公園の一部では、都市再生推進法人「二子玉川エリアマネジメンツ」が中心となり、地域の諸団体と連携したまちづくりを活動しており、多摩川河川敷とまちなかを繋ぐさまざまな企画の実施や護岸清掃活動など、地域住民と連携したにぎわい創出活動を実施している。

同地区においては、令和4年12月28日付けで「都市再生整備計画」第1回変更で都市・地域再生等利用区域の追加を行うことにより、水辺と街をつなげる拠点としての機能を強化していき、整備目標「回遊性のあるまちづくりを推進し、にぎわいと自然環境との調和がとれた二子玉川地域の魅力向上を図るとともに、地域住民の防災意識・自然環境の保全意識を醸成する」に向けてますます水辺空間の保全・創出を図るとともに回遊性のあるまちづくりを推進していくために取り組んでいくこととしている。

### 3. 指定年月日

令和5年3月3日

## 第2 都市·地域再生等占用方針

- 1. 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けることができる施設
  - 1) 飲食施設

(キッチンカー・テント・テーブル・椅子等)

2) アウトドアオフィス

(テント・テーブル・椅子等)

#### 2. 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4)降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、 当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

# 第3 都市·地域再生等占用主体

都市再生推進法人 二子玉川エリアマネジメンツ(準則第22第4項第一号に掲げる者)